

アパート等 名称届について

アパート、マンション、寮、介護施設等の名前が決定した場合、「アパート等 名称届」に必要事項をご記入の上、下野市役所市民課へ届出をしてください。(管理等を委託している場合、その方からの申請も可能です。)

※アパート等の名称の届出がされていないと、入居者が住所を置くことができません。

※入居者に不便のないよう、入居可能日より前に届出を済ませてください。

理由

- ☆あらかじめアパート等の名称を登録しておくことで、誤記を避けます
- ☆番地とアパート等の名称をセットで登録しておくことで、住民登録の正確性を高めます
- ☆同じ建物に住んでいる方々の住民票の表示を統一することができます

注意

- ☆アパート等の名称に使える文字の種類は、カタカナ、ひらがな、漢字、英数、算用数字、ローマ数字とします。(ハイフン (-)、中点 (・)、アンド (&) 以外の記号は不可)
- ☆棟が複数ある場合：
 - 住所が同じ＝1枚の「アパート等 名称届」で対応可
 - 住所が違う＝各棟について「アパート等 名称届」を提出してください
- ☆住居表示地区(駅東、花の木、大松山、大光寺)に新築したアパート等については、同時あるいは事前に住居表示の届出が必要です。
- ☆いったん登録したアパート等の名称は住民票に記載され、住所の一部として扱われます。入居される方への案内なども統一するようにしてください。

《連絡先》

下野市役所 市民課

☎ 0285-32-8896